
栗山町立小中学校適正配置基本方針

令和6年3月

栗山町教育委員会

はじめに

日本の出生数は昭和 48 年を境に減少傾向にあり、近年では急速な少子化の進行から全国的に学校規模の縮小が進んでいます。このような状況から、特に小規模化が進む学校においては、児童生徒が集団で多様な考えに触れ、切磋琢磨することで思考力、判断力、問題解決能力等を養い社会性や規範意識を身に付けられる環境や機会の維持・向上への影響が懸念されています。

栗山町においても、児童生徒数が年々減少する中、学校規模も大きく変化しており、学校運営における平等性の確保、さらには高度情報化、グローバル化といった社会情勢の変化に適応した効果的な教育活動の維持など、将来を見据えた持続性のある良好な環境を整えていくために、発展的に考える必要があります。

このことから、栗山町教育委員会では、町立小中学校の適正規模・適正配置の検討を開始し、今後の小中学校のあり方や運営等に関わる方向性について、地域の皆様をはじめ、町内の関係する各種団体・組織の皆様よりご意見を伺いながら、検討を進めてまいりました。

子どもたちが予測困難な社会の変化に主体的に関わり、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な局面を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、子どもたちに「生きる力」が健全に育まれる環境を整えていくことは、社会にとって重要な責務です。

栗山町教育委員会では、今後、直面する課題を鑑みて、お寄せいただいたご意見を尊重しながら、栗山の子どもたちの健やかな成長と望ましい教育環境の実現を目指して、ここに基本方針を定めることといたします。

令和6年3月

栗山町教育委員会

1. 趣 旨

この基本方針は、子どもたちの持続的で健全な育成を図るため、充実した教育環境の整備・提供について基本的な必要事項を定め、今後の栗山町における小中学校の適正化を目指すものです。

なお、本方針は現行法及び教育制度を前提としており、今後、法・制度改正や大きな社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて見直しするものとします。

2. 小中学校の現状について

(1) 児童生徒数の推移

本町の小中学校における児童生徒数は、ピーク時の昭和 34 年度には 5,483 人いましたが、令和 5 年度には 673 人まで減少しています。学級数も、ピーク時の昭和 37 年度には 135 学級ありましたが、令和 5 年度には 41 学級まで減少し、角田小学校、継立小学校においては、複式学級の編制を余儀なくされています。(表 1)

住民基本台帳を基に算出した令和 11 年度までの推計値においても、減少傾向は続くものと予想され、小中学校の小規模化の進行が大きな課題となっています。(表 2)

[表 1：児童生徒数、学級数の推移]

		S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R元	R5
		(単位：人/学級)										
栗山小	児童数	1,022	1,123	1,033	744	606	577	545	513	406	392	331
	学級数	26	30	31	23	21	21	21	21	16	17	18
角田小	児童数	194	214	200	175	122	98	86	62	45	59	53
	学級数	6	7	6	6	6	7	8	7	5	7	7
継立小	児童数			228	166	119	109	83	71	47	52	48
	学級数			8	6	7	6	6	8	8	7	5
雨煙別小	児童数	79	45	51	50	35						
	学級数	5	3	4	5	5						
緑丘小	児童数	14	7									
	学級数	2	2									
桜山小	児童数	16	22	16								
	学級数	2	3	3								
杵臼小	児童数	76	62	42	55	29						
	学級数	6	5	4	5	3						
南学田小	児童数	192	209									
	学級数	6	6									
御園小	児童数	51										
	学級数	3										
円山小	児童数	42	21									
	学級数	3	3									
日出小	児童数	45	30									
	学級数	4	3									
滝下小	児童数	7	4									
	学級数	2	2									
小学校計	児童数	1,738	1,737	1,570	1,190	911	784	714	646	498	503	432
	学級数	65	64	56	45	42	34	35	36	29	31	30
栗山中	生徒数	666	643	713	628	454	355	317	319	320	250	241
	学級数	17	17	18	19	13	11	12	12	12	11	11
継立中	生徒数	186	156	144	101	72	63	52	33			
	学級数	6	6	5	4	3	4	3	3			
中学校計	生徒数	852	799	857	729	526	418	369	352	320	250	241
	学級数	23	23	23	23	16	15	15	15	12	11	11
合計	人 数	2,590	2,536	2,427	1,919	1,437	1,202	1,083	998	818	753	673
	学級数	88	87	79	68	58	49	50	51	41	42	41

※各年度5月1日現在

[表 2：児童生徒数の見込み]

	(単位：人)					
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
栗山小	316	297	291	271	261	236
角田小	54	45	43	45	47	44
継立小	39	36	32	22	18	14
栗山中	256	258	232	231	204	203
合計	665	636	598	569	530	497

※令和5年10月1日時点の住民基本台帳情報に基づき推計

(2) 学校規模（通常学級数）

栗山町の小中学校においては、栗山小学校を除き、国の基準が示す適正規模の条件を満たしていない状況にあります。将来的に児童数の減少が見込まれることから望ましい教育環境の提供が難しくなることが懸念されます。

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18	19～30	31 以上
栗山町	角田小 継立小	栗山中	栗山小	-	-

※令和 5 年 10 月 1 日時点

(3) 学校施設

現在の学校施設は、統廃合が進んだ昭和 50 年代から 60 年代に建設され、栗山中学校校舎を除いて築 30 年以上が経過しています。

学校施設に求められる機能は多様化しており、少人数教育に適した教室や ICT（情報通信技術）環境の整備等のほか、ユニバーサルデザインの導入、環境負荷の低減等への配慮が必要となっています。

学校名	竣工日	延面積（㎡）	構造
栗山小（校舎部分）	昭和 53 年 10 月 1 日	6,135.61	RC
栗山小（体育館部分）	昭和 54 年 4 月 1 日	1,265.62	SRC
角田小（校舎部分）	昭和 62 年 1 月 31 日	2,292.61	RC
角田小（体育館部分）	昭和 62 年 12 月 11 日	815.25	SRC
継立小（校舎部分）	昭和 56 年 11 月 30 日	2926.69	RC
継立小（体育館部分）	昭和 57 年 12 月 13 日	830.31	SRC
栗山中（校舎部分）	平成 10 年 10 月 8 日	5,264.36	RC
栗山中（体育館部分）	昭和 45 年 4 月 1 日	1,167.15	S

3. 基本的な考え方

適正配置を考える上では、何より子どもたちの健全な成長を第一に考えなくてはなりません。新学習指導要領においても子どもたちの「生きる力」を育むことに重点を置いており、これは子どもたち自身はもちろん、社会においても大変重要なことです。

この「生きる力」を育むには、学校が、自立心や協調性、社会性、規範意識が涵養される場であること、そして自分とは違う様々な個性に出会い、多様な考え方や機会に触れ、切磋琢磨できる環境にあることが必要です。

このことから、適正配置に関わる考え方については、可能な限り学校規模を標準化させることを基本とし、「主体的・対話的で深い学び」の推進はもとより、運動会や学芸会等の学校行事、スポーツや文化に係る諸活動等を含め、学校のもつ特色・役割である集団的な教育活動が活かされる環境づくりを目指すこととします。

(1) 学校規模（通常学級数）

【小学校】

小学校では、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、主体的に学習に取り組む姿勢を養うことが重要です。また、人間相互の関係の正しい理解と協同、自主・自律の精神を培うことが必要とされています。

そうした教育を十全に行うには、一定の集団及び多様な教育活動に対応できる教員を確保し、クラス替え等を通じながら様々な個性に出会い、多様な学習の機会に触れられる環境を形成することが理想であると考えます。

このことから、小学校における学校規模は、12 学級以上（各学年 2 学級以上）が望ましい規模とします。

小学校の学校規模（通常学級数）：12 学級以上（各学年 2 学級以上）

(2) 学級編制基準

1 学級の児童生徒数が少ない場合、学級内において、グループ活動や多様な意見に触れ考えを深め合う学習活動等、対話的な学習機会が少なくなることが懸念されます。

また、人間関係の固定化や男女比の偏りが生じる可能性もあり、加えて、子どもたちが成長するにつれ、大きい集団へと環境が変化することを鑑みて、社会性を育む上では学級内の人数は一定の規模を確保することが望ましいと考えます。このことから、学級編制基準は法令等が示す現行の運用制度を基本としながら、一方で、地域事情の変化等、必要に応じて検討をするとした柔軟性をもつことが適当であると考えます。

1 学級の児童生徒数：現行の学級編制基準を維持

（３）通学距離・時間（学校区）

学校への通学距離（圏域）については、小学生では概ね 4 km以内、中学生では概ね 6 km以内が適正とされています。

しかし、通学距離に関しては、学校施設の移転や統廃合、或いは、居住区の拡大等、まちづくりの方向性による影響から、流動的な要素を含んでいるため、物理的に適正な状態を維持することは難しい面もあります。

このため、通学距離については、適正とされる距離を基本としながらも、圏域には固執せず、安全性はもとより一定の体力増強に配慮しながら、適正な通学時間とされる 1 時間以内を基本とし、状況に応じて通学支援策を講ずることが望ましいと考えます。

**通学距離・時間：・適正な通学時間とされる「概ね 1 時間以内」を優先し確保する
・なお、通学距離に関しては、適正とされる小学生 4 km以内、
中学生 6 km 以内を基本とする**

4. 学校教育及び特色ある学校づくり

近年、新学習指導要領の円滑な実施等も鑑みて、学校形態や教育環境において様々な変化や工夫がされている情報を目にする機会が増えました。

特に、小中一貫教育については、全国的に広がりを見せる中、その有効性や必要性により「義務教育学校」制度創設に繋がるなど、学校教育のあり方に一定の指針をもたらしたと考えられます。

栗山町も、こうした社会の変化や児童生徒数の減少などを鑑みながら、これまでの教育環境・指導方法をさらに効果のあるものに発展させるよう、充実した教育課程及びより良い学校生活の推進に係わる施策の実施に努めなければなりません。

これら、学校教育や特色ある学校づくりに関連する施策については、事業の趣旨や性質、必要な時期等を見定めながら、適正配置と並行或いは先行して検討または実施していきたいと考えます。

【関連施策】

① 小中一貫教育の推進

小中一貫教育については、進学に係わるギャップの解消や、多様な学習機会の確保、教育課程の編成による教育効果の向上等において、非常に有効的な手段であると考えられます。このため、小小・小中等の連携を一層強化するなどして、小中一貫教育の実施を目指していくこととします。なお、小中一貫教育制度には幾つかの類型があるため、検討においては適正配置と併せて進めていくこととします。

②コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の実施

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える有用な手段です。本制度は、学校と地域を有機的に結びつけ特色ある開かれた学校づくりに欠かせないものであることから、適正配置との関連を考慮しながら実施します。

② 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組をしっかりと支援するためには、適切な指導と環境の整備が必要です。特別支援教育に関わる環境整備、さらには配置されている通級指導教室（ことばの教室）の充実が図られるよう、適正配置との関連を考慮しながら併せて検討を進めていきます。

③ 通学支援に係わる事業の推進

適正配置を推進する場合、その方向性によっては、通学支援が必要になる状況も想定されます。このことから、安全かつ適正な通学が確保されるよう、スクールバスの運行コースについて再検討するなど、通学に係わる支援策について、適正配置と並行して検討を進めます。

⑤その他関連施策

より充実した学校教育や指導体制を構築し、新学習指導要領を適切に推進していくためには、状況に応じた様々な関連施策の実施も必要になります。

5. 検討に関わる留意事項

（１）基本となる論点

適正配置の検討については、学校規模が基準に満たない現状と将来的に児童生徒数の減少が見込まれるとして考察した背景があることから、原則、学校の集約または通学区域の変更、加えて、これらに関連する遠距離通学の対応等を基本的な論点とします。

なお、これらに関わる協議にあつては、保護者をはじめ、地域住民、有識者及び関係者の理解が得られるよう努めるものとします。

基本となる論点：学校の集約または通学区域の変更を基本に検討

（２）学級編制基準等の適用

学級編制及び教職員の定数配置については、適正配置の検討が最終的には法律に基づく形態を想定して進められること、また、検討には現状認識に基づく議論形成も必要とする視点から、従来どおり、国や北海道が示す基準を適用して運用することを基本とします。

学級編制及び教職員の定数配置：学級編制及び教職員の定数配置

（３）学校施設及び関連施設の取り扱い

適正配置により、学校の統廃合を行うとした場合は、廃校となる校舎や敷地、教員住宅等の取り扱いも大きな課題となります。

学校校舎は、現在も避難所や投票所、地域コミュニティの場としても利用されているため、状況に応じながら、地域や関係機関（部署）と今後の活用方法や改修の有無、撤去等を含めた協議を適正配置と並行して進めていきます。

（４）適正配置計画の策定及び期間

適正配置の推進に際しては、基本方針に加え、具体的な実施方法や時期などを定めた計画が必要です。

このことにより、本方針に基づく適正配置計画を策定することとし、策定に関しては、令和６年度中を目途とすることで、栗山町第７次総合計画に掲載することが可能となります。